

東近江市が差別行為を擁護

身元調査お断りの運動を踏みこむ

事件の概要

第23回人権啓発研究集会が、2月12日から滋賀県立文化産業会館を主会場として開催され、全国から4000人が参加し、差別の現実、人権啓発のあり方などの議論が交わされた。全体会では、東近江市民による差別問題あてた報告が行われ、差別事件の背景や課題、解決に向けての今後の方向性などが確認された。

2007年8月、滋賀県愛荘町役場に「●●(地名)は同和地区か」と尋ねる電話があった。対応した職員はどちらの方ですかと尋ねると「八日市市(現:東近江市)の●●町の●●(名字)」と答え、名前も教えたいと尋ねると「私も同和地区や。同和地区どうか聞きただけや」と返答。

そのことは問題である職員が指摘したら、「同和地区かどうか聞きたいだけ、あかんことはわかってる」と言われて、一方的に電話を切った。その後の調べで、この男性の本当の名前と住所が判明したが、どちらも電話ではウソを言っていた。

自分が部落出身者だと偽って名乗り、そこが部落かどうか

対応を拒否する

このケースの様な場合でも事実確認を行い、再発防止に向けた取り組みを提起する必要がある。

同様の事件は、山口市でも07年に起きている。

「自分は部落の人間だが、息子の結婚相手かどうか調べて欲しい」と、解放同盟山口県連の事務所に、山口市の住民から問い合わせがあり、山口市と解決

この時も、最終的に行政には、それ以上真相究明をできる権限はなく、法的な限界があった。差別禁止法、人権侵害救済法などの法制度も確立していくことが求められている。

山口市でも同様の身元調査事件が

同様の事件は、山口市でも07年に起きている。

「自分は部落の人間だが、息子の結婚相手かどうか調べて欲しい」と、解放同盟山口県連の事務所に、山口市の住民から問い合わせがあり、山口市と解決

この時も、最終的に行政には、それ以上真相究明をできる権限はなく、法的な限界があった。差別禁止法、人権侵害救済法などの法制度も確立していくことが求められている。

山口市でも同様の身元調査事件が

同様の事件は、山口市でも07年に起きている。

「自分は部落の人間だが、息子の結婚相手かどうか調べて欲しい」と、解放同盟山口県連の事務所に、山口市の住民から問い合わせがあり、山口市と解決

この時も、最終的に行政には、それ以上真相究明をできる権限はなく、法的な限界があった。差別禁止法、人権侵害救済法などの法制度も確立していくことが求められている。

山口市でも同様の身元調査事件が



全体会のシンポではパネリストそれぞれの立場から今回の問題点を指摘した

調べるという悪質な差別行為を東近江市は、「本人に差別する意図はないため差別でない」「同和地区を語ったことはモラルの問題」という見解を表明。事件の真相究明や、対応を拒否しているという状態。市議会でも今回の事件は差別ではないと決議しているありさまである。

差別する意図がなければ差別でない? 今回のシンポジウムのまとめで、近畿大学の奥田均さんが「行為者の主観的な思いと、行為の差別性は別」と東近江市の見解の謝りを強く指摘した。「差別す

る意図はなかった」だから「差別ではない」というようなことは通用しない。どのような思いで、どのような経緯であれ、踏まれた者は、同じ痛みということ。行政、議会という権力機関が、差別を擁護していることの罪は重い。居直った見解を出すことは、市民に対していかに悪影響を及ぼすか。

実際に、この東近江市の見解後、県内各地で行政に対して「同和地区かどうか」との問い合わせや、愛荘町では「同和地区かどうか教えろ」と情報開示請求をおこなう市民まで出て

向けて取り組みを進めてきた。しかし、最後は本人が面会を拒否し続け、本人に対する啓発・指導はきつちりとできていないという課題が残された。

この時も、最終的に行政には、それ以上真相究明をできる権限はなく、法的な限界があった。差別禁止法、人権侵害救済法などの法制度も確立していくことが求められている。

山口市でも同様の身元調査事件が

同様の事件は、山口市でも07年に起きている。

「自分は部落の人間だが、息子の結婚相手かどうか調べて欲しい」と、解放同盟山口県連の事務所に、山口市の住民から問い合わせがあり、山口市と解決

この時も、最終的に行政には、それ以上真相究明をできる権限はなく、法的な限界があった。差別禁止法、人権侵害救済法などの法制度も確立していくことが求められている。

山口市でも同様の身元調査事件が

同様の事件は、山口市でも07年に起きている。

「自分は部落の人間だが、息子の結婚相手かどうか調べて欲しい」と、解放同盟山口県連の事務所に、山口市の住民から問い合わせがあり、山口市と解決

この時も、最終的に行政には、それ以上真相究明をできる権限はなく、法的な限界があった。差別禁止法、人権侵害救済法などの法制度も確立していくことが求められている。

山口市でも同様の身元調査事件が

同様の事件は、山口市でも07年に起きている。

「自分は部落の人間だが、息子の結婚相手かどうか調べて欲しい」と、解放同盟山口県連の事務所に、山口市の住民から問い合わせがあり、山口市と解決

この時も、最終的に行政には、それ以上真相究明をできる権限はなく、法的な限界があった。差別禁止法、人権侵害救済法などの法制度も確立していくことが求められている。

山口市でも同様の身元調査事件が

同様の事件は、山口市でも07年に起きている。

「自分は部落の人間だが、息子の結婚相手かどうか調べて欲しい」と、解放同盟山口県連の事務所に、山口市の住民から問い合わせがあり、山口市と解決

連載 山口県の部落解放の先駆者 第2話 赤松照幢(後編)

各種の社会事業に取り組んできた赤松照幢が、部落に住み込み活動を展開し始めた。その活動は…

部落改善運動を展開

彼の居宅は会堂とよばれ、セツメント活動の拠点となった。新聞・雑誌・図書をおき部落の人びとが閲覧できるようにし、青年団や処女会の集いや児童の学習の場としても使用された。赤松照幢は部落内を散歩するのが好きで、人びとと言葉をかまし、生活の相談にもなった。お風呂も部落の人びとの家でもらい、また、食べ物や花をもらうことが多かった。部落青年の入営・退営のお祝い、結婚式、新築祝いなどの祝宴にもよばれた。照幢の自宅には近所の子どもたちがいつも遊びにきた。

部落の人間として生涯を

赤松照幢の活動は、しかし、長くは続かなかった。居住をはじめから八ヶ月のちの、一九二一年(大正一〇)八月二四日、照幢は部落の児童たちをつれて虹ヶ浜(光市)に海水浴に行った。娘の常子もそのころ帰宅して、一緒に帰って行った。ところが水浴中に照幢は心臓麻痺をおこして死んでしまうのである。部落の人びとと徳心寺の門徒の者が大勢あつまり、照幢の遺体を列車で徳山駅まで運んだが、列車からおりて道が

大阪観光大学 布引敏雄

寺へ行く道と、部落へ行く道の分岐点のところまできて、争いがおこった。門徒の者たちはご院主さんだから寺へと主張し、部落の人びとは今朝まで自分たちの仲間だったんだから「当然、部落へ」と主張して、両方も譲ろうとしない。結局、常子の意見を聞くという事になった。常子は考えたすえ、次のように答えた。 「父は部落の人として生涯を終わらしたかったのだと思いません。ですから部落に連れて帰ってください。」

わっと、部落の人たちの側から歓声があがったという。この話には後日談がある。照幢の死去を報じた『徳山新聞』の記事中に、部落について差別的表現があるとして、照幢の薫陶をうけた部落の人びとが強く抗議した。その対応がさらに差別的であったので徳山新聞社主はさらに抗議と非難をあびる。

部落の人びとは徳山警察署長あてに差別撤廃のための懇願書を提出しているが、その末尾は「吾等の目的とすべき処は人権主張の為なれば、主義の徹底する迄は止めず捨てず進行すべく、一致団結以つて懇願するものなり」と結ばれている。これぞ山口県における水平運動の先駆である。

